

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則

黒石市特別支援教育支援員規則（平成24年黒石市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「29時間以内」を「30時間以内」に、「205日」を「200日」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第12条関係）

黒石市特別支援教育支援員 勤務状況整理簿兼状況報告書

学校名	学校	支援員氏名	校長確認印
対象児童 生徒	年 組	氏名	

支援期間： 年 月分（ 枚のうち 枚目）

日( )	支援の内容	備考
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		

日( )	支 援 の 内 容	備 考
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		
: ~ :		

※ 黒石市特別支援教育支援員が、支援の内容のほか特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。